

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

墨田区立大横川親水公園の管理を指定管理者に行わせること等に伴い占用料及び利用料金の一部を改めるとともに、大横川親水公園魚釣り場を有料施設とし、利用料金を定める等のほか、墨田区立隅田公園の再整備に伴い隅田公園内魚釣り場を廃止する。

2 改正内容

別表第 5「公園の占用料」及び別表第 8「利用料金」中、墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用の項に墨田区立大横川親水公園を追加するとともに、占用料及び利用料金の単位並びに金額を改定する（別紙中 1 参照）。

大横川親水公園魚釣り場について、指定管理者制度における利用料金施設とする。

ア 第 2 2 条に規定する指定管理者に行わせることができる業務に、大横川親水公園魚釣り場の維持及び修繕に関する業務並びに利用の承認に関する業務を追加する。

イ 第 2 7 条に規定する利用料金を徴収する施設に大横川親水公園魚釣り場を追加する。

ウ 別表第 6「有料施設」に大横川親水公園魚釣り場を追加する。

エ 別表第 8「利用料金」に魚釣り場の項を追加する（別紙中 2 参照）。

別表第 6、別表第 7 中、隅田公園内魚釣り場に関する規定を削除する。

その他、所要の改正を行う。

3 施行期日等

令和 9 年 1 0 月 1 日。ただし、隅田公園内魚釣り場の廃止に係る改正規定については、同年 7 月 1 日とする。

また、指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。

【別紙】

1 別表第5「公園の占用料」・別表第8「利用料金」

改正案				現行			
種別	単位		金額	種別	単位		金額
墨田区立隅田公園及び墨田区立大横川親水公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用	1平方メートル、1日	4時間まで	24円	墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用	1平方メートル	午前6時から午前10時まで	24円
		4時間を超え、6時間まで	35円			午前10時から午後4時まで	35円
		6時間を超え、8時間まで	70円			午後4時から午後10時まで	35円
		8時間を超える場合	94円				

2 別表第8「利用料金」

種別	単位		区分	利用料金
魚つり場	1人、1回、2時間以内	一般	平日	200円
			土曜日・日曜日・休日	400円
		小学生、中学生及び65歳以上の者	平日	100円
			土曜日・日曜日・休日	200円
		学齢に達しない者		無料

備付器具を利用して魚つり場を利用する場合は、器具1組、2時間以内の利用につき100円の範囲内で、あらかじめ指定管理者が区長の承認を得て定める額を徴収する。